

船舶事故調査報告書

令和4年3月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和3年9月20日 10時00分ごろ
発生場所	神奈川県横須賀市北下浦漁港東南東方沖 金田港東防波堤灯台から真方位027° 2.4海里付近 (概位 北緯35° 11.8′ 東経139° 41.3′)
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、錨泊中、転覆した。
事故調査の経過	令和3年10月5日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ約3.15m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風速 5.1m/s（最大瞬間風速 9.0m/s）、視界 良好 海象：波向 北、波高 約0.5m
事故の経過	<p>本船は、操縦者が1人で乗り、同乗者2人を乗せ、船首を北方に向けて船首から錨を投入し、釣りを行っていた。</p> <p>本船は、次第に風が強まり、波を船首方から受けて船内に海水が打ち込み始め、錨を引き揚げようとしたものの、根掛かりして引揚げられず、海水が滞留し、操縦者及び同乗者2人がバケツで排水作業を行ったが、水かさが増して水船状態となり、右舷側に傾いて転覆した。</p> <p>本船は、操縦者が付近の遊漁船に助けを求め、同遊漁船の船長が海上保安庁に通報し、操縦者及び同乗者2人が同遊漁船に救助され、操縦者が手配した船舶にえい航された。</p> <p>操縦者は、3日前から出航前まで、インターネットの気象情報から風の情報のみを手入し、風速が4～5m/sの予報で変わらないので、予報どおりの風が吹くと予想して釣りが可能であると判断した。</p> <p>操縦者は、救助されたとき、遊漁船の船長から最大瞬間風速が約10m/sであることを聞き、予報以上の風が吹くことを知った。</p> <p>本船の乾舷は、0.3～0.4mであった。</p> <p>操縦者及び同乗者2人は、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、操縦者が出発に先立って入手した気象情報から風速が4～5m/sの予報であり、予報どおりの風速の風が吹くと予想し、釣りが可能であると判断して発航したことから、錨泊中に最大瞬間風速約

	<p>9.0m/sの風が吹き、風浪を船首方から受けて船内に海水が打ち込んで滞留し、右舷側に傾いて転覆したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、操縦者が出発に先立って入手した気象情報から風速が4～5m/sの予報であり、予報どおりの風速の風が吹くと予想し、釣りが可能と判断して発航したため、錨泊中に最大瞬間風速約9.0m/sの風が吹き、風浪を船首方から受けて船内に海水が打ち込んで滞留し、右舷側に傾いて転覆したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操縦者は、風の予報が平均風速であり、平均風速以上の最大瞬間風速が吹くことを理解すること。 ・ 舷縁の低い小型ボートは、波が船内に打ち込むなどして危険な状況となるので、発航に際して、可能な限り正確な気象情報を入手し、発航の可否について慎重に判断すること。